

**未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る
調査・検討業務 委託仕様書**

1 業務の名称

未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・
検討業務

2 業務内容

(1) 調査・検討

ア 京都の産業面からの強み、ポテンシャル等の整理

- ・ 本市の特性を踏まえ、産業面からの都市の魅力、強み、ポテンシャルを整理する。

(調査・検討項目)

- ・ 本市の特性を踏まえた、都市の魅力、強み、ポテンシャルの整理
(他自治体と比較した本市の優位性等)

イ 企業のニーズの整理

- ・ 平成29年度に調査を行い、把握した、ものづくり企業のニーズ（市内企業の事業拡大や、市外企業の本市への進出）について、更なる調査を行うなど、企業のニーズを整理する。
※検討に当たっては、本市が別途提供する企業のニーズ情報（名称等企業が特定できる情報は除く）も踏まえるものとする。

(調査・検討項目)

- ・ 進出を検討している企業へのヒアリング調査
- ・ 近畿圏の自治体における企業立地の動向
- ・ 本市から市外に流出した事例の収集
- ・ 企業のニーズの整理

ウ 京都の都市特性をいかした産業構造のあり方の検討

- ・ 将来にわたって持続的に成長、発展し続けるため、企業ニーズも踏まえつつ、本市の強みやポテンシャルなど都市特性を最大限にいかした産業構造のあり方を整理する。

(調査・検討項目)

- ・ 本市の都市特性や企業ニーズを踏まえた産業構造のあり方の検討

エ 産業用地として活用可能な土地の調査

- ・ 都市計画区域において、産業用地として活用可能性のある土地の状況を調査する。

(調査・検討項目)

- ・ 都市計画区域における土地の状況調査（所有者，利用状況，地形，地価・賃料，交通アクセス，住宅地からの距離，活用可能性のある面積等）
- ・ 産業用地として活用可能な土地の整理

オ 土地の事例検証

- ・ 本市が別途指定する土地（5箇所程度を想定）について，土地の状況調査及び費用対効果のシミュレーション等を行い，産業用地として創出するに当たっての課題を抽出するとともに，実現可能性を検討する。

(調査・検討項目)

- ・ 土地の状況調査（都市計画制限，所有者，利用状況，地形等）
- ・ 費用対効果のシミュレーション（事業費用，税収効果等）
- ・ 産業用地創出に当たっての課題の整理
- ・ 実現可能性の検討
- ・ エリアに応じた産業集積のあり方の検討

カ 民間と行政の役割分担の検討

- ・ 民間主導により，産業用地創出の取組を行う上で，民間と行政の役割分担を検討する。

(調査・検討項目)

- ・ 他自治体の取組事例の調査（費用負担，人的支援，インフラ整備等）
- ・ 開発事業者へのヒアリング調査（参入条件，行政に求める役割等）
- ・ 民間と行政の役割分担の検討

キ 産業集積を図るエリアの条件の整理

- ・ 上記ア～カを踏まえ，産業用地として活用可能な土地について活用可能性を比較し，産業集積を図るエリアの条件を整理する。

(調査・検討項目)

- ・ 活用可能な土地について活用可能性の比較（地理的・規模的要件，費用対効果，課題等）
- ・ 産業集積を図るエリアの条件の整理

ク 学術研究・先端産業等用地創出に係る本市の基本的な方向性の検討

- ・ 上記ア～キを踏まえ、将来にわたって持続可能な産業を形成し、京都が継続的に飛躍を続けていくために、産業集積を図る規模・業種・業態等を検討し、20年後、30年後の京都経済を牽引する、用地創出に係る本市の基本的な方向性をまとめる。

なお、検討に当たっては、本市が別途検討する、用地創出の理念や盛り込むべき機能を踏まえるものとする。

(調査・検討項目例)

- ・ 他自治体の産業用地創出に係る方向性等の調査
- ・ 産業集積を図る規模・業種・業態等の検討（国の動向や他自治体の調査）
- ・ 学術研究、先端産業等用地の創出に係る本市の基本的な方向性の検討

(2) 報告書の作成

- ・ 「(1) 調査・検討」に係る結果については、報告書に取りまとめ本市に提出する。

3 参考資料

本業務の検討に当たっては、次に掲げる上位計画・関連資料を参考とすること

- (1) 「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画（平成28年3月策定）
- (2) 京都市産業戦略ビジョン（平成28年3月策定）

4 閲覧資料

未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査報告書（平成29年度）

5 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月22日（金）までとする。

6 成果物

- (1) 報告書（A4両面、カラー）20冊
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

7 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、受託者は、提案内容を順守するものとし、具体的な進め方については、適宜本市と協議を行い、本市の指示に従う。
- (2) 業務遂行に当たり必要となる資料については、本市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、本業務委託終了後に返却すると

- ともに、情報の取扱いに十分注意する。
- (3) 業務の進捗状況について、本市に適宜報告を行う。報告に当たっては、市役所で行う場合を除き、打合せ場所を確保する。
 - (4) 国の経済成長戦略や地方創生推進の動向、直近の社会経済動向、本市の各種計画との整合性を考慮する。
 - (5) 登記事項、公図等の法務局での調査を行う場合は、公用請求で行うことも可能とし、その場合は本市担当と協議を行い、本市の指示に従う。

8 特記事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行う。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力する。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。